１　放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。**①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**

平成１６年度に開始され、令和２年度には本市の全ての小学校に設置されています。

もえぎ野小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

２　運営法人　株式会社スマイルクルー　について

【かけがえのない子どもたちの未来を笑顔にするために、子育てをサポートします。】

もえぎ野小学校放課後キッズクラブを運営する株式会社スマイルクルーは創業以来、保育士・幼稚園教諭等に特化した人材派遣・紹介サービスと直営保育施設の運営を行って参りました。現在は、横浜市内で 22 校元に、子どもたちの放課後の楽しい居場所づくりに努めていきます。

＊＊＊放課後キッズクラブにおける運営方針＊＊＊

「Enjoy！遊びの場」

〇異学年との交流を通し、お友だちと遊ぶ楽しさとルールを大切にします。

〇ワクワクして過ごせる笑顔の時間をみんなで作り上げていきます。

「Challenge！学びの場」

〇「なぜ？」「どうして？」を大切にし、失敗することを恐れず、挑戦していく姿を見守ります。

〇多くの経験から新しい「やりたい！」を発見することで、考え生み出していく力を培います。

「Natural！成長の場」

〇「こんにちは」「ありがとう」の挨拶など生活習慣を大切にします。

〇自分らしさを大切にすると同時に互いを認め合い、相手を思いやる気持ちや伝えたいことが言える
　ような心の成長を育みます。

３　もえぎ野小学校放課後キッズクラブの活動について

活動場所はキッズ専用ルーム、多目的室、体育館、校庭です。専用ルーム、多目的室ではカードゲームやボードゲーム、塗り絵、お絵描きの他プログラムなどを行います。放課後、体育館、校庭が使用可能な日にはサッカー、鉄棒、ドッジボール、バスケットボール、バドミントン、縄跳びなどで遊ぶことができます。高学年の授業が終わるまでは体育館、校庭では活動できないので、読書、映画や DVD をみて静かに過ごします。

※利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P３参照）。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは：保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して２年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

４　放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月３日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P３参照）。

５　放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、**遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。**

また、「すくすく区分」には、午後５時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後７時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">利用区分</th><th rowspan="2">わくわく
【区分１】</th><th colspan="2">すくすく【区分２】</th></tr>
<tr><th>ゆうやけ【A】</th><th>ほしぞら【B】</th></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td>遊びの場</td><td colspan="2">遊びの場＋生活の場</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">登録条件</td><td colspan="3">・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。
・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</td></tr>
<tr><td>―</td><td colspan="2">留守家庭児童等※であること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用時間</td><td>平日</td><td>放課後から午後４時まで</td><td>放課後から午後５時まで</td><td>放課後から午後７時まで</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>なし
※プログラムのある日のプログラム参加は可</td><td>午前8時30分～
午後5時まで</td><td>午前8時30分～
午後7時まで</td></tr>
<tr><td>土曜日を除く学校休業日</td><td>午前９時～11時
午後14時～16時
※午前・午後のどちらかで利用ができます。</td><td colspan="2">午前8時～午後5時まで</td><td>午前8時～午後7時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用料</td><td rowspan="2">無　料
※スポット利用は800円/回+おやつ代（P7参照）</td><td>月額2,000円＋おやつ代
（7，8月のみ2,500円+おやつ代）
※延長料（午後7時まで）は400円/回</td><td>月額5,000円＋おやつ代
（7，8月のみ5,500円＋おやつ代）</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免あり（詳しくはP8を参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険加入料</td><td colspan="3">年額700円必須（詳しくはP10を参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">定員</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用申込に必要な書類</td><td>利用申込書</td><td colspan="2">・利用申込書
・留守家庭児童等であることの証明書</td></tr>
<tr><td colspan="3">※利用区分に関わらず、食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</td></tr>
</table>

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

６　わくわく【区分１】の利用について

（１）利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前９時～11 時、午後 14 時～16 時　※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

（２）一日の活動スケジュール（標準例）

＜平日（学校のある日）＞

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

＜学校休業日（土曜日除く）＞

★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分１】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

（３）利用料について

わくわく【区分１】は無料です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP10 を参照）。

スポット利用について
スポット利用とは、わくわく【区分１】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後７時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、１回あたり 800 円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻（季節によって異なる）は、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

（4）プログラム参加の場合（午後４時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分１】のお子さんが午後４時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※　プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※　スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

（5）非常時における利用制限について

警報発表時（P24 参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P25 参照）、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、**わくわく【区分１】の利用を制限させていただく場合があります。**

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う受入れの考え方については、以下のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症に伴うわくわく【区分１】の受入れの考え方＞

新型コロナウイルス感染症の影響がある場合においては、わくわく【区分１】の利用を制限・中止等に変更をさせていただく場合があります。

なお、コロナ禍におけるわくわく【区分１】の受入れ方法について、横浜市が次のとおり受入れの考え方の目安を示しています。詳細については、市ウェブページでご確認いただけます。

（※あくまでも目安のため、学校やキッズクラブの状況に応じて受け入れることとなります。実際の受入れ方法については、直接クラブにお問い合わせください。）

神奈川県　新型コロナ感染症レベル	わくわく【区分１】の受入れの考え方（目安）
レベル４（避けたいレベル）	中止及び一層の利用制限（中止とする場合は別途通知）
レベル３（対策を強化するべき）	
レベル２（警戒を強化するべき）	原則として利用制限
レベル１（維持すべき）	原則として受入れ。ただし、実施条件を満たせない場合や、学校の感染症対策の対応に沿わない場合はクラブの実情に応じて利用を調整することとする。
レベル０（感染者ゼロ）	従来通り受入れ（制限等なし）

＜横浜市ウェブページURL＞
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/houkago-kids.html

7　すくすく【区分２A・B】の利用について

（1） 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

（2）　一日の活動スケジュール（標準例）

＜平日（学校がある日）＞

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。
★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。
★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

＜学校休業日＞

★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。
★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

（3） 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000 円 （7、8月のみ 2,500 円）	5,000 円 （7、8月のみ5,500 円）
延長料（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	―

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP10 参照）。
※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。
※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）
※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。
※**すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくはP８参照）**。

8　利用料等の支払方法について

（1） すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・2B】の利用料金等の支払方法

令和5年度よりゆうちょ銀行の口座からの自動払込(引落し)による集金方法に変更になります。
毎月、月末締めの合計金額（月額利用料＋おやつ代＋延長料）を**翌月 27 日**に自動引き落としとなります。

＜登録方法＞

① キッズクラブ備え付けの「自動払込利用申込書」にご記入の上キッズへご提出ください。
（開所時間：平日・放課後～19：00、土・8：30～19：00）

② 引き落とし額は毎月 10 日頃、入退室システム「みまもりキッズ」のマイページでご確認いただけます。※詳細については別紙をご覧ください。

【ご請求月】

利用料の種類	ご請求月
区分2A・B の月額利用料	利用実績のあった月の翌月
区分 2A の午後５時を過ぎての延長利用	
区分 2A・B のおやつ代	

前日までに口座へのご入金をお願いいたします。引落し手数料は 10 円となります。
引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります。

（2）わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

① 利用日のお迎え時に「利用料 800 円」と「おやつ 1 回分 100 円」をお支払いください。
② 領収確認として、領収書をお渡しします。

（3）プログラム参加の実費徴収

プログラムの実施日までにキッズクラブで費用をお支払いください。
お支払い〆切日は、プログラムの内容と合わせてキッズニュースでお知らせします。

＜すくすく【区分２Ａ・Ｂ】の利用料減免制度について＞

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

（1）減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。
①横浜市就学援助を受けている方
②生活保護世帯の方
③市民税所得割非課税世帯の方

（2）減免金額

減免額の上限は月額 2,500 円です。

（例）月額利用料（※）が 2,000 円の場合は、減免後の利用料は月額0円
月額利用料（※）が 5,000 円の場合は、減免後の利用料は月額 2,500 円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1 回 800 円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1 回 400 円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

（3）減免制度利用にあたっての留意点

・（4）に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「（4）申請手続き」もあわせてご確認ください。

（4）申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「Ⅴ　減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の 12 月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	**就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、又は就学援助認定通知【コピーしたもの】** ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。） ・４月に当初に申請をされた方は、７月下旬頃に学校より送付されます。４月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。	学校から受理次第速やかに
②生活保護世帯の方	**保護証明書【原本】**又は **生活保護費支給証【写し】** ・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	以下の書類のうちいずれか１つ **・市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】** 区役所税務課で取得することができます（１件につき 300 円がかかります）。 **・市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】** 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 **・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】** 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、４月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

９　保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん１人につき年額 700 円）を負担していただきます。

この保険はもえぎ野小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ＆A（P12）」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

［①傷害保険」「②賠償責任保険」２つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

① 児童がケガによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です。）

② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

（1）保険制度運営負担金　　**お子さん１人につき　年額７００円**

（2）補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院（１日目から９０日限度）	1,500 円/日
	入院（1 日目から 180 日限度）	4,000 円/日
	死　　亡	3,000 万円
	後遺障害	９０万円～3,000 万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額　１名/１事故　５億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

（3）対象となる事故の範囲

傷害保険・・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

（4）その他

・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

・事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

（5）支払方法

① 「払込取扱票」を用いてのお支払い

ゆうちょ銀行または郵便局のATMで、入会のしおりに添付されている「払込取扱票」を用いてお支払いください。お支払い後、ⒶかⒷを利用申込書に貼付してください。

【手数料について】

窓口の場合

- ゆうちょ通帳、キャッシュカードでの支払い　203円
- 現金払い　313円

ATMの場合

- ゆうちょ通帳、キャッシュカードでの支払い　152円
- 現金払い　262円

②「電信振替」でのお支払い

ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ＡＴＭから電信振替ができます。

お支払い後、『ご利用明細票』を利用申込書に貼付してください。

ゆうちょ口座からの送金先	他銀行口座からの送金先
店名　〇二九（ゼロニキュウ）	銀行名　ゆうちょ銀行
預金種目　当座	店名　〇二九（ゼロニキュウ）
口座番号　0108233	預金種別　当座
口座名義人名　（カ）スマイルクルー	口座番号　0108233
	口座名義人名　（カ）スマイルクルー
【手数料】100円	【手数料】銀行により異なる

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

③「インターネットバンキング」でのお支払い

振込結果が分かるようにプリントアウトして利用申込書に貼付（添付）してください。

【手数料について】

ゆうちょのインターネットバンキングは月5回まで手数料が無料になります。（6回目以降は100円）

他銀行口座からの送金手数料は銀行によって異なります。

※「ご依頼人名」の欄には必ず「お子様のお名前」をご入力、ご記入ください。

②③をご選択の場合、「残高」が記載されることがあります。キッズクラブにお持ちになる際は金額を塗りつぶす等、残高金額が見えないようにご注意ください。

保険制度に関するQ&A

Q　負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A　はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。
　必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q　振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？

A　お子さまにお金を持たせることは、やめてください。
　キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。

Q　2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A　1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1，400円となります。

Q　1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A　はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q　今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A　保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。 なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。 詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q　キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還してもらえますか？

A　一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q　保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A　保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q　子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？

A　はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q　事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。

A　キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

１０　入退室システム「みまもりキッズ」について

もえぎ野小学校放課後キッズクラブでは、入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入しています。
※入会の際はユーザー登録が必要となりますので、利用申込書の提出までに必ず登録をお願いいたします。
すでにご登録いただいている在校生の方はそのまま継続してお使いいただけます。

入退室システムイメージ

１１　入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法

「みまもりキッズ登録方法・代理引取人の登録方法」をご参照いただき、ご登録ください。

※ 登録の際の③「各施設から指定されたあいことば」は、

ひらがなで『 もえぎの 』です。

わくわく（区分１）　『遊びの場』としての利用のしかた

こんな方におすすめ

- 放課後は夕方４時までキッズクラブでお友達と遊ばせたい。
- ４時過ぎにはご自宅に保護者の方が帰っている。
- 土曜日はご自宅に保護者の方がいる。

ご注意ください！

- 土曜日は利用ができません。
- 夏休みなどの長期休業中は、午前中の２時間の利用になります。
- スポット利用（１日 800 円）で、夜７時までの利用ができます。
- **警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時や、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある場合等、利用を制限させていただく場合があります。**

わくわく（区分１）　申込み方法

保険負担金 700 円を
郵便局でお支払いください。

入退室システム「みまもりキッズ」の登録

①払込領収書を貼付
②利用申込書の該当欄に全て記入
キッズクラブに提出してください。

すくすく（区分2A・2B）　『生活の場』としての利用のしかた

ゆうやけ（区分2A）はこんな方におすすめ

- 放課後は夕方５時まで利用したい。
- 土曜日も仕事なので利用したい。

ほしぞら（区分2B）はこんな方におすすめ

- 放課後は夕方５時以降も利用したい。
- 急な残業などでお迎えの時間が心配。

ご注意ください！

- 最終の一斉下校時間（季節により異なる）後はお迎えが必要です。
- 区分変更する際は、区分変更届を必ず提出してください。
- 利用が無くても区分２に登録している間は月額利用料が発生します。

すくすく（区分2A・2B）　申込み方法

保険負担金 700 円を
郵便局でお支払いください。

留守家庭児童であることの**証明書**の準備
（就労証明書や自営業従事者等申告書など）

□ゆうちょ銀行の
「自動払込利用申込書」

□入退室システム「みまもりキッズ」の登録

１３　利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/１～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月 20 日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1 から利用開始の場合	
		在校生	新１年生
わくわく 【区分１】	・利用申込書 ・保険料（700 円）	令和５年３月20日	令和５年３月20日
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料（700 円） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和５年３月20日	令和５年３月20日

※わくわく【区分１】の新１年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日からの利用開始となります。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、２人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は１部で差し支えありません（利用申込書はお子さん１人につき１部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1　病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して８週間前の日の属する月の１日から、出産日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前 14 週間、後８週間となります。）

※2　求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から３か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

１４　利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

１５　新１年生の利用開始について

新１年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分１】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、４月１日から利用することができます。
すくすく【区分2A・B】	４月１日から利用することができます。

＜新１年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新１年生が4月１日から給食開始日の間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。

② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

１６　利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月 20 日までに提出してください。ただし、夏休み（７・８月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則６月20日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

・年度途中で、新たにわくわく【区分１】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P16 参照）の提出が必要になります。

・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分２A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分１】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P16 参照）の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。

・すくすく【区分２A・B】内の変更（ゆうやけ【区分２A】⇔ほしぞら【区分２B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。

・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

１７　広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

（1）発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月 28 日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

（2）『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』『ホームページ』への写真掲載について～

『キッズニュース』や運営法人：株式会社スマイルクルーのキッズクラブ専用ホームページでは、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

キッズクラブ各種プログラムは、キッズクラブに入会申し込みを完了している児童が参加できます。

１８　利用予定の予約について　　～　入退室システム『みまもりキッズ』での入力

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予定の予約をお願いしています。
翌月の予定表をご確認いただいたうえで、毎月 10 日までに当月分の利用予定を予約入力してください。
予約方法は次ページの「みまもりキッズ」利用予約方法をご参照ください。

※事前申込みが必要なプログラムについては、キッズニュースで別途お知らせします。

１９　『キッズ利用カード』の提出について

『みまもりキッズによる利用予定』でお子さんの利用予定を確認し、『キッズ利用カード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『キッズ利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブに提出し利用してください。
なお、『キッズ利用カード』は、キッズクラブ利用申込書提出時にお渡しします。

＜キッズ利用カードの記入方法＞　※参加カードのイメージと合わせてご確認ください。

① 学年・組・お子さんの氏名を記入します。
② みまもりキッズで利用予定を確認し、必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「体温」「保護者印（署名も可）」）を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「キッズ利用カード」をボックスに入れます。スタッフが確認し、放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。体温は学校がない日のみ連絡事項欄にご記入をお願いします。
③ 利用カードは保護者の方が毎回ご記入をしてください。（まとめて記入しないでください。）

＜利用カードのイメージ＞

ふりがな
年　組名前
時刻の記入は15分単位でお願いします。

日付	曜日	帰宅時間	おむかえ	連絡事項	延長	保護者	キッズ
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				
		:	ある　なし				

緊急連絡先　　続柄　（　）

キッズクラブのお約束

＊キッズクラブにきたら元気よくごあいさつをしましょう。
＊キッズルームに入ったらキッズカードを出しましょう。
＊帰る時は「○年○組名前」を言いキッズカードを受け取り帰りましょう。

キッズカードについて

＊キッズカードはとても大切です。なくさないようカバンに入れましょう。
＊お迎えのあるなしを必ず記入してください。
＊IC カードはファイルから出さないでください。
＊キッズカードの記入は利用当日が一番下になるよう毎日記入してください。

最終下校時刻　4 月～9 月・・・・・17：00
10 月・2・3 月・・・16：30
11 月～1 月・・・・・16：00

上記以降の時間は必ずお迎えが必要です。午後 5 時を過ぎての利用は延長料を頂きま

☆お迎えが午後 5 時を過ぎましたら延長料金￥800 がかかります。
延長以外のご家庭のお子さまは必ず 5 時までにお子さまをお引取りください。
お迎えの変更等は電話にて連絡をください。

もえぎ野小学校放課後キッズクラブ
電話：973-8253　（受付時間平日午後 13 時～午後 19 時）
FAX：973-8253
携帯電話：080-4085-8253

＜利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合＞

- 「みまもりキッズ」での予約があってもキッズクラブから利用の確認をするため、保護者の方に連絡をさせていただく場合があります。
- 保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分１】においては午後４時まで、すくすく【区分２Ａ】においては午後５時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- なお、すくすく（ゆうやけ）【区分２Ａ】のお子さんが午後５時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400 円/回がかかります。
- 利用カードがなく、かつみまもりキッズの利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

＜予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急きょ利用したい場合）＞

・わくわく【区分１】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。

・すくすく区分【区分２Ａ・Ｂ】や、わくわく【区分１】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後７時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

＜利用を取りやめる場合＞

当日の午後２時頃までに、みまもりキッズの個別連絡メールでの連絡、キッズクラブにメールでお知らせください。

または電話連絡をお願いします。午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

・お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。

・利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いします。

・当日の急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

２０　利用当日の流れについて

（1）授業終了後からキッズルームへ行くまで

① 各学級での帰りの会が終わったら、昇降口で外履きに履き替えキッズルームに行きます。キッズクラブは１階多目的室の隣です。昇降口を出たら校庭もえぎ野ロードを通って来てください。

※土曜日等（学校がお休みの日）については、東門のインターホンで、名札をカメラに向けて「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、キッズ専用の出入り口より入ってください。

② 外履きを脱いで、外履き入れに入れたら、お教室で利用カードをキッズクラブのスタッフに渡してください。

③ ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用してください。

（2） 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら原則教室には戻れません。

＜キッズクラブを利用するのに必要な持ち物＞

・利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入すること）
・上履き（キッズ専用の上履きを使用します。）
・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

＜キッズクラブで１日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物＞

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分１】スポット利用が対象】

平日の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

・お弁当（１２時～１２時３０分に利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
・ハンカチ、ティッシュ

＜キッズクラブに持ってきてはいけないもの＞

・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

（3） 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

必ず、通学路での下校をするよう、お子さんにご指導ください。

(ア) 一斉下校について

・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。（下表参照）。お子さんが一人で帰る場合には、利用者カードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。

・わくわく【区分１】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分１】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

・すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分１】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

＜表＞一斉下校時刻と最終下校時刻

時期	一斉下校時刻			最終下校時刻
4月～9月	午後３時30分	午後4時00分	午後４時30分	午後５時00分
10月・2月・3月	午後3時30分	午後4時00分	―	午後４時30分
11月～1月	午後3時30分	午後4時00分	―	午後４時00分

(ア) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、東門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、入校し、キッズルームまでお越しください。

・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円／回）となります。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

２１　おやつについて

すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ　食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

２２　警報発表時等の対応について

（１）警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２Ａ・Ｂ】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 **※特別警報発表時は、閉所となります。**
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分２A・B】】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 **※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。**
	放課後	警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 **※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。**
学校がない日	－	午前６時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分２A・B】及びわくわく【区分１】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。 **※「特別警報」発表時は閉所します。**

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

（2）公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（3） 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

２３　夏休み期間中の利用について

（1）わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において**「熱中症警戒アラート」が前日の午後５時にまたは当日の５時に発表された場合、原則わくわく【区分１】の利用を休止します。**詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、**家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いします。**

※「熱中症警戒アラート」について

・発表は１ 日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時

・暑さ指数の値が33 以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから**「熱中症警戒アラート メール配信サービス」**にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、１日２回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録　※メール配信の目安は４月～10 月頃です。

PC・スマートフォン　https://plus.sugumail.com/usr/env/home

フィーチャーフォン　https://m.sugumail.com/m/env/home

LINE 公式アカウント　LINE ID ： kankyo_jpn

アカウント名 ： 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）

（2）利用にあたってのお願い

＜水分補給＞

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

＜利用時間の順守＞

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

２４　ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、もえぎ野小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

２５　お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、キッズクラブ事業に関することは**学校ではなく直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。**

（例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど）

もえぎ野小学校放課後キッズクラブ	TEL：973−8253	FAX：973−8253
運営法人　株式会社スマイルクルー	TEL：316−4355	FAX：316−4356
横浜市青葉区こども家庭支援課	TEL：978−2345	FAX：978−2422

＜当社ホームページ『お問い合わせはこちら』からメールでのご質問も承っております。＞

Smile Crew

メールでのご質問の際には、『キッズクラブ名』『新学年』『お子さんのお名前』を明記してください。